

○ T P P等関連農業農村整備対策実施要領（平成28年1月20日付け27農振第1793号及び27生畜第1537号農林水産省
農村振興局長及び生産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 対策の実施主体</p> <p>1 要綱第3の農村振興局長及び畜産局長が別に定める者とは、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織、その他農業者等の組織する団体、都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 対策として事業を実施する地区の要件</p> <p>要綱第4の4の要件は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進</p> <p><u>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した区域であって、農地集積・集約化及び大区画化により担い手の米の生産コストが60キログラム当たり9,600円を下回り、かつ、おおむね10パーセント以上削減するとともに、直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第3 対策の実施主体</p> <p>1 要綱第3の農村振興局長及び生産局長が別に定める者とは、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織、その他農業者等の組織する団体、都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第4 対策として事業を実施する地区の要件</p> <p>要綱第4の4の要件は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進</p> <p><u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域</u>であって、農地集積・集約化及び大区画化により担い手の米の生産コストが60キログラム当たり9,600円を下回り、かつ、おおむね10パーセント以上削減するとともに、直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること。</p> <p>2・3 （略）</p>

別記様式第1号

T P P等関連農業農村整備対策概要書（達成状況報告）

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進

（成果目標：担い手の米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、おおむね10%以上削減すること）

(略)	要件確認		(略)
	<u>地域計画策定区域</u>	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1)～4) (略)

5) 「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合、「地域計画策定区域」の欄は、当該地区が地域計画を策定した区域である場合は、「○」を記入する。また、「計画生産コスト（円/60kg）」の欄に、計画している担い手の米の生産コスト（60kg当たり）を記入する。「計画生産コスト削減率（%）」の欄に、計画している担い手の米の生産コスト削減率を記入する。「生産コスト削減の取組」の欄に、当該地区における省力化技術（直播栽培、地下かんがい等）や大規模経営に適合した品種（多収性品種等）の導入、生産資材の低減等、当該区域における生産コスト削減の取組を記入する。なお、当該事業が関連事業の場合、「地域計画策定区域」の欄、「計画生産コスト（円/60kg）」の欄、「計

別記様式第1号

T P P等関連農業農村整備対策概要書（達成状況報告）

対策名：農地の更なる大区画化・汎用化の推進

（成果目標：担い手の米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、おおむね10%以上削減すること）

(略)	要件確認		(略)
	<u>農地中間管理事業の重点実施区域等</u>	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1)～4) (略)

5) 「要件確認」の欄については、当該事業が本体事業の場合、「農地中間管理事業の重点実施区域等」の欄は、当該地区が農地中間管理事業の重点実施区域又は当該区域に指定される見込みの場合は、「○」を記入する。また、「計画生産コスト（円/60kg）」の欄に、計画している担い手の米の生産コスト（60kg当たり）を記入する。「計画生産コスト削減率（%）」の欄に、計画している担い手の米の生産コスト削減率を記入する。「生産コスト削減の取組」の欄に、当該地区における省力化技術（直播栽培、地下かんがい等）や大規模経営に適合した品種（多収性品種等）の導入、生産資材の低減等、当該区域における生産コスト削減の取組を記入する。なお、当該事業が関連事業の場合、「農地中間

<p>画生産コスト削減率 (%)」の欄及び「生産コスト削減の取組」の欄に「-」を記入する。</p> <p>6)～8) (略)</p> <p>対策名：水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 (略)</p> <p>対策名：畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 (略)</p>	<p><u>管理事業の重点実施区域等</u>」の欄、「計画生産コスト (円/60kg)」の欄、「計画生産コスト削減率 (%)」の欄及び「生産コスト削減の取組」の欄に「-」を記入する。</p> <p>6)～8) (略)</p> <p>対策名：水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 (略)</p> <p>対策名：畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 (略)</p>
--	--

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正後の要領第4の1に規定する事業を実施する区域について、令和5年度においては、市町村が工程表（地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表）を作成し、協議の場（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の設置を予定している区域及び協議の場で協議を実施した区域を含み、令和6年度においては、協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。
- 3 前項に規定する区域で事業を実施する場合、地域計画が策定されるまでの間、毎年度末までに附則別記様式により地域計画の策定状況について報告するものとする。
- 4 この通知による改正前の要領第4に基づき採択された地区については、なお従前の例による。

附則別記様式

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
事業実施主体名

地域計画策定状況報告書

T P P等関連農業農村整備対策実施要領の一部改正について（令和5年11月29日5農振第2120号及び5畜産第1839号）附則第3項に基づき、（令和5年度末時点、令和6年度末時点）の下記の地区における、地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表を添付のとおり報告する。

※（）内は、提出時点の工程表を記載する。

記

地 区 名	事 業 概 要